

政策目標5-2：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進

上記目標の概要	<p>自由貿易の推進は我が国の対外経済政策の柱であり、力強い経済成長を実現するためには、自由貿易体制を強化し、諸外国の活力を我が国の成長に取り込む必要があるというのが、政府全体としての基本的立場であること、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）において、成長戦略の重要な柱の一つとして掲げられた「経済連携の推進」は、その後の改訂においても、引き続き主要な施策として取り組むこととされ、第190回国会総理大臣施政方針演説（平成28年1月22日）においても経済連携交渉の加速が取り上げられていること、さらに、税関分野における貿易円滑化は日本企業の海外展開を支援することとなること等から、上記の内容を政策目標として設定しています。</p> <p>財務省としては、関係省庁と連携しつつ、WTO（世界貿易機関）（用語集参照）を中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に引き続き取り組むとともに、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を戦略的に推進していきます。</p> <p>また、貿易ビジネス環境の改善を通じて我が国企業の国際競争力の強化を図り、我が国経済の成長力を強化していく観点から、WCO（世界税関機構）（用語集参照）、JICA（国際協力機構）及びMDBs（国際開発金融機関）とも連携しつつ、各国の貿易円滑化を積極的に推進し、具体的な成果を追求していきます。</p> <p>さらに、現在、WCO等の国際機関をはじめ、APEC（アジア太平洋経済協力）（用語集参照）等の地域協力の枠組み、EPA（経済連携協定）及び外国税関当局との協力の枠組みにおいて、税関手続の国際的調和・簡素化を推進するための取組や税関分野における国際貿易の安全確保に向けた取組がなされています。これらの取組等を通じ、国際貿易の円滑化が促進され、ひいては税関手続における利用者利便の向上、我が国社会の安全・安心の確保等にも貢献するものと考えられます。</p> <p>貿易大国である我が国としては、こうした取組の重要性に鑑み、上記の国際機関、地域協力の枠組み及びEPA等において、税関分野における貿易円滑化の推進に積極的に取り組みます。</p> <p>（上記目標を達成するための施策）</p> <p>政5-2-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進</p> <p>政5-2-2：税関分野における貿易円滑化の推進</p>
----------------	--

政策目標5-2についての評価結果

政策目標についての評定 A 相当程度進展あり

評定の理由

多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進に積極的に取り組みました。

施策5-2-1の評定は「s 目標達成」、施策5-2-2の評定は「a 相当程度進展あり」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。

政策の分析	(必要性・有効性・効率性等)	
	国内外の情勢及び政府全体の方針に鑑み、力強い経済成長を達成するためにも、多角的貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進、税関分野における貿易円滑化の推進は引き続き必要です。	
	平成29年2月に発効したWTO貿易円滑化協定は、貿易規則の透明性の向上、税関手続の迅速化・簡素化を通じて世界貿易の促進に資するものであり、WTOを中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化につながるものです。政府全体として同時並行的に交渉を行っているEPAは、貿易・投資の拡大を通じた我が国経済の活性化に資するものです。	
	また、ASEAN諸国を中心として、相手国税関の支援ニーズ等を踏まえた技術協力を実施し、貿易円滑化の推進に積極的に貢献しています。これらの取組は、政策目標を達成するために有効な取組と言えます。	
また、上記施策に効率的に取り組むため、関係省庁等と協力しつつ、政府一体となって取り組んでいます。		

施策	政5-2-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進	
測定指標 (定性的な指標)	[主要]政5-2-1-B-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進	
	目標	WTOやEPA交渉における我が国の国益実現のため、財務省所管物品等の関税交渉や、関税関係法令等の財務省が所管する制度等を通じた財務省としての交渉への貢献を行います。
	実績	WTO貿易円滑化協定の未受諾の加盟国に対し受諾を促すなどの取組を行い、平成29年2月に同協定が発効しました。また、日EU・EPA、RCEP等の経済連携交渉の推進に取り組みました。またTPP協定については、平成28年12月の国会承認、整備法案の可決・成立を経て、平成29年1月、国内手続の完了に関する寄託国ニュージーランドへの通報が行われました。
	<p>(目標の設定の根拠)</p> <p>多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進という政府全体の取組に財務省として貢献するため目標として設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>上記のとおり多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携に進展があったため、達成度は「○」としました。</p>	
施策についての評定	s 目標達成	
評定の理由	以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。	

政5-2-1に係る参考情報

参考指標1：日本の貿易総額に占めるEPA締結国・地域の割合【再掲（総5-2）（1）】

参考指標2：EPA交渉会合開催数、交渉妥結数、署名数及び発効数

① WTOにおける取組

平成13年に開始されたWTOドーハ・ラウンド交渉（用語集参照）については、全体として合意に至ることが容易でない状況が続いていましたが、平成27年12月にケニア・ナイロビで開催された第10回WTO閣僚会議においては、農産品に対する輸出補助金の撤廃を含む閣僚宣言が採択されました。また、情報技術協定（用語集参照）の品目拡大交渉が妥結するなど一定の成果がありました。

ドーハ・ラウンド交渉の一分野である貿易円滑化については、平成26年11月のWTO一般理事会において「貿易円滑化協定に関する改正議定書」が採択され、平成29年2月に3分の2以上の加盟国が受諾し、本協定は発効しました。各WTO加盟国がこの協定を実施することにより、貿易規則の透明性の向上、税関手続の迅速化・簡素化等を通じて世界的な貿易の拡大に向けた大きな効果が期待できます。

日本は平成27年6月に国会承認を得て同協定を受諾しました。また、協定の早期発効に向け、財務省は、未受諾の加盟国に対し受諾に向けた取組を促すなどの取組を行いました。

② 経済連携の推進に係る取組

経済連携の推進については、「日本再興戦略 2016」（平成28年6月2日閣議決定）において、「TPPの速やかな発効及び参加国・地域拡大に向けて取り組むとともに、日EU・EPA、RCEP、日中韓FTAなどの経済連携交渉を、戦略的に、かつスピード感を持って推進する。我が国は、こうした新しい広域的経済秩序を構築する上で中核的な役割を果たし、包括的で、バランスのとれた、高いレベルの世界のルールづくりの牽引者となることを目指す」こととしています。

こうした政府全体としての方針を踏まえ、平成28年度においては、TPP協定は、平成28年12月に国会で承認され、整備法案が可決・成立、関係政省令の整備を経て、同協定の国内手続が完了し、協定の寄託国であるニュージーランドに通報が行われました。なお1月30日、米国は他の署名国に対し、TPPからの離脱を表明しました。今後のTPPの進め方については、各国が緊密に連携していきます。平成28年度以前に交渉開始していたEPAのうち、EU、RCEP、中韓、トルコ等とのEPAについては、交渉会合等を開催しました。

平成28年度における各EPAの主な交渉実績は以下のとおりです。

○ 日EU・EPA

計2回の交渉会合（第16回～第17回）を開催。

○ RCEP

閣僚会合及び計6回の交渉会合（第12回～第17回）を開催。

○ 日中韓FTA

計2回の交渉会合（第10回～第11回）を開催。

○ 日トルコEPA

計2回の交渉会合（第5回～第6回）を開催。

政5-2-2-B-1：税関分野における貿易円滑化の推進			
測定指標（定性的な指標）	目標	税関分野における技術協力、WCOをはじめとする国際機関等での取組、EPAにおける税関協力や税関相互支援協定の締結等の取組を通じた貿易円滑化の推進への貢献を行います。	達成度
	実績	<p>関税技術協力については、平成28年度に67カ国から393名の受入、28カ国へ223名の派遣を実施し、特に、ミャンマーに対しては、平成28年11月に運用が開始された通関システムの導入支援を行いました。</p> <p>APECにおいては、貿易・渡航円滑化や水際取締の強化に向けたキャパシティビルディング（途上国の能力構築）支援の実施を通じ、貿易円滑化及び地域経済統合等の実現に向けて積極的に貢献しました。</p> <p>ASEM（用語集参照）においては、AEO制度（用語集参照）及び乗客予約記録（PNR）（用語集参照）に関する取組のアジア側コーディネーターを務め、ASEM域内における貿易・渡航円滑化の促進に貢献しました。</p> <p>平成27年10月に約4年ぶりに開催された日中韓3か国関税局長・長官会議の結果を踏まえ、平成28年度は密輸情報、知的財産、AEO等、様々な分野における実務レベルの協力を推進し、また平成28年11月に日韓税関協力会議、平成29年1月に第8回日EU税関協力合同委員会を開催し、税関間の更なる協力強化について意見交換を行いました。さらに、新たにノルウェーとの間で税関相互支援協定を締結したことで、貿易円滑化の推進に貢献しました。</p>	○
	<p>（目標の設定の根拠）</p> <p>税関分野における貿易円滑化の推進は、我が国による技術協力をはじめとしたこれらの取組への貢献により達成されるものであるためです。</p> <p>（目標の達成度の判定理由）</p> <p>税関分野における貿易円滑化の推進に向けて、目標に掲げる各取組を着実に実施しましたので、達成度は「○」としました。</p>		
施策についての評定	a 相当程度進展あり		
評定の理由	<p>測定指標「税関相互支援協定等の締結数」は目標値に達しませんでしたでしたが目標までの差が僅かであると認められます。</p> <p>ASEAN諸国を中心に、相手国の支援ニーズ等を踏まえつつ、税関行政の近代化のための技術協力を実施し、ミャンマーでの通関システムの運用開始等、アジアにおける貿易円滑化に大きく貢献しました。このほか、WCOをはじめとする国際機関等での取組、第8回日EU税関協力合同委員会や日中韓3か国関税局長・長官会議など地域協力の取組において、貿易円滑化の推進に貢献しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」及び「△」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「a相当程度進展あり」としました。</p>		

政5-2-2に係る参考情報

① 途上国の税関行政近代化への取組

途上国の税関行政の近代化を通じ、国際貿易の円滑化を図るとともに、安全・安心な社会を実現する見地から、地理的・経済的な関係性が深いASEAN諸国を中心に、関税分類、関税評価、原産地規則（用語集参照）、事後調査、リスク管理、通関システム、AEO制度（用語集参照）等の貿易円滑化に資する分野にお

いて、相手国税関の支援ニーズを的確に把握した上で、受入研修及び短期専門家派遣等により、きめ細かな技術協力を実施しました。その成果についても、定期的な検証を行い、技術協力の計画・内容に反映しました。

特に、日本の優れた通関システムであるNACCS（用語集参照）をベースとした通関システムの導入に向けた支援については、ベトナムにおいて、平成26年6月末に全国展開を完了し、更に有効活用するための支援を行いました。ミャンマーでは、平成28年11月中のシステム運用開始に向けた支援に加え、導入後も引続き安定的な運用のための支援を行いました。WCOにおいては、我が国はWTO貿易円滑化協定に関する作業部会での議論に参画したほか、WCOが行う同協定の実施を推進するための途上国支援活動に対して、人材面（専門家の派遣）や資金面（拠出金の活用）での支援を行いました。

（参考）平成28年度における研修・セミナーの実施状況（関税技術協力）

- 受入研修 コース数 34
- 受入研修 受入人数 393
- 専門家派遣 案件数 81
- 専門家派遣 派遣人数 223

（出所）関税局参事官室（国際協力担当）調

（参考）改正京都規約（用語集参照）に係る締約国数 102か国（平成29年3月現在）

② 税関当局間の情報交換等に関する取組

不正薬物、銃砲及び知的財産侵害物品（用語集参照）等の水際におけるより効果的な取締りを推進するため、他国・地域の税関当局との間で関連する情報の交換に積極的に取り組みました。また、税関相互支援協定及び税関当局間取決めの締結にも積極的に取り組みました。また、EPA交渉中の国について、双方のニーズ・権限等を踏まえ、税関の相互支援に係る規定をEPAに盛り込む取組も実施しました。

平成28年度においては、平成28年9月にノルウェーとの間で税関相互支援協定を締結しました。

（参考）税関相互支援協定等の現状（平成29年3月現在）

署名・発効済 (31か国・ 地域)	<p>○税関相互支援協定（11か国・地域）</p> <p>米国（1997年6月）、韓国（2004年12月）、中国（2006年4月）、EU（2008年2月）、ロシア（2009年5月）、オランダ（2010年3月）、イタリア（2012年4月）、南アフリカ（2012年7月）、ドイツ（2014年12月）、スペイン（2015年5月）、ノルウェー（2016年9月）</p> <p>○経済連携協定関連（注）（17か国）</p> <p>シンガポール（2002年11月）、マレーシア（2006年7月）、タイ（2007年11月）、インドネシア（2008年7月）、ブルネイ（2008年7月）、フィリピン（2008年12月）、スイス（2009年9月）、ベトナム（2009年10月）、インド（2011年8月）、ペルー（2012年3月）、オーストラリア（2015年1月）、モンゴル（2016年6月）、TPP（※）（2016年2月署名）</p> <p>（※）TPP参加国：オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国、ベトナム</p> <p>○税関当局間取決め（7か国・地域）</p> <p>オーストラリア（2003年6月）、ニュージーランド（2004年4月 2014年6月改訂）、カナダ（2005年6月）、香港（2008年1月）、マカオ（2008年9月）、フランス（2012年6月）、英国（2013年6月）</p>
-------------------------	--

（出所）関税局参事官室（国際交渉担当）調

（注）EPAの条文の中に税関の相互支援に係る規定が盛り込まれているもの。

評価結果の反映	<p>以下のとおり、上記施策を引き続き実施します。</p> <p>多角的自由貿易体制の維持・強化については、貿易円滑化協定の適切な実施を他の加盟国に促すとともに、様々なWTO上の取組みにも貢献していきます。</p> <p>経済連携の推進については、日EU・EPA、RCEP等の経済連携交渉に引き続き積極的に取り組んでいきます。</p> <p>税関分野における貿易円滑化の推進に関し、税関相互支援協定等の締結数については目標値に達していないことから、内容につき実質合意に至っている協定等につき、締結に向けた必要な手続の着実な実施、進行中の交渉の推進・新規の交渉の開始などにより、締結数の増加に努めます。また相手国税関の支援ニーズ等を的確に把握した上で、各地域の特性等に応じて、技術協力を進めていきます。</p> <p>また、APEC等の地域協力の枠組み、EPA及び外国税関当局等との協力の枠組みにおいて、引き続き、税関手続の国際的調和・簡素化を推進するための取組や税関分野における国際貿易の安全確保に向けた取組を進めていきます。</p> <p>平成30年度予算概算要求にあたっては、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進のため、必要な経費の確保に努めます。</p>
----------------	---

財務省政策評価懇談会における意見	<p>○ 税関や徴税の仕組みを新興国に導入することは、新興国に対してソフトパワーを持つという意味で意義のある取組である。導入を効率的かつ生産性高く行うために、日本の仕組みを標準化、言語化するとよいのではないか。</p>
-------------------------	---

政策目標に係る予算額	区 分		平成26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算		40,279	54,031	52,709	49,162
		補正予算		—	—	—	/
		繰越等		—	—	N. A.	
		合 計		40,279	54,031	N. A.	
執行額(千円)			11,798	40,681	N. A.		

(概要)

多角的貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進や、税関分野における手続等の国際的調和の推進に係る経費です。

(注) 平成28年度「繰越等」、「執行額」等については、平成29年11月頃に確定するため、平成29年度実績評価書に掲載予定です。

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	<p>第190回国会 総理大臣施政方針演説 (平成28年1月22日)</p> <p>インフラシステム輸出戦略 (平成28年5月23日改訂)</p> <p>「日本再興戦略」改訂2015 (平成27年6月30日閣議決定)</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2015 (平成27年6月30日閣議決定)</p> <p>総合的なTPP関連政策大綱 (平成27年11月25日TPP総合対策本部決定)</p> <p>第191回国会 総理大臣施政方針演説 (平成29年1月22日)</p>
----------------------------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	なし
----------------------------------	----

<p>前年度政策評価結果の政策への反映状況</p>	<p>多角的自由貿易体制の維持・強化については、貿易円滑化協定の適切な実施を他の加盟国に促すとともに、様々なWTO上の取組みにも貢献しました。</p> <p>経済連携の推進については、日EU・EPA、RCEP等の経済連携交渉に引き続き積極的に取り組みました。</p> <p>税関分野における貿易円滑化の推進については、相手国税関の支援ニーズ等を的確に把握した上で、各地域の特性等に応じて、技術協力を進めました。</p> <p>また、WCOをはじめとする国際機関等枠組み、EPA及び外国税関当局等との協力の枠組みにおいて、引き続き、税関手続の国際的調和・簡素化を推進するための取組や税関分野における国際貿易の安全確保に向けた取組を進めました。</p> <p>平成29年度予算概算要求にあたっては、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進のため、必要な経費の確保に努めました。</p>
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>関税局（参事官室（国際交渉担当）、参事官室（国際協力担当）、経済連携室）</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成29年6月</p>
---------------------	---	------------------------	----------------